

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

農林水産省経営局金融調整課

林野庁企画課

水産庁水産経営課

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置（民間金融機関による農林漁業者向け融資に係るもの）											
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第2項）											
要望の内容	<p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者</p> <p>（措置内容） 農協等民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>- 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>- 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）	（改正増減収額）	（	- 百万円）	
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（	- 百万円）										
（改正増減収額）	（	- 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、農協等民間金融機関が実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行うことで、農林漁業者の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の農林漁業者の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  ≪中目標≫ 2 農業の持続的な発展、5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展  ≪政策分野≫ ⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化、⑳林業の持続的かつ健全な発展、㉓漁業経営の安定
		政策の達成目標	農協等民間金融機関が新型コロナウイルス感染症よりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該農林漁業者の資金繰りを支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	農協等民間金融機関が新型コロナウイルス感染症よりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	農協等民間金融機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農業漁業者への資金繰りの支援に寄与している。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の租税負担の軽減が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和3年度における予算現額は、下記の通りである。 ・農業信用保証保険基盤強化事業：113 百万円 ・林業施設整備等利子助成事業：389 百万円 ・林業信用保証事業：200 百万円 ・漁業経営基盤強化金融支援事業：216 百万円 ・漁業者保証円滑化対策事業：377 百万円

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、農協等民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別な貸付けに限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の負担の軽減等を図る目的で、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。</p> <p>措置された当初、令和3年1月末となっていた期限を財務省が令和4年3月末まで延長要望を行い、延長を行った。</p>	